

加須市自転車の 安全利用に関する条例

平成 29 年 5 月 1 日施行

交通ルールを守り、
交通事故を起こさないようにしましょう！



加須市自転車の安全利用に関する条例とは・・・

自転車に関係する事故は、市内で多く発生しており、自転車利用者に交通ルールや運転マナーの向上が求められています。また、近年では高額な損害賠償事例も見られることから、市民の安全を確保するため、自転車の安全利用について自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車事故の防止及び自転車の安全な利用を推進していくものです。

自転車利用者等の主な責務

- 自転車利用者
道路交通法等の法令遵守、交通ルールの遵守
ヘルメット着用(努力義務)、自転車損害保険等への加入
- 市民
自転車の安全な利用に関する自主的・積極的な取組
- 市
自転車の安全な利用に関する施策の推進
自転車損害保険等加入の啓発
- 事業者の責務
従業員に対する自転車の安全な利用に関する啓発
- 関係団体の責務
自転車の安全な利用に関する啓発
- 自転車小売業者の責務
販売時等における自転車利用者に対する自転車の安全な利用に関する情報提供・助言
- レンタサイクル業者の責務
自転車利用者に対する自転車の安全な利用に関する情報提供・助言
- 保育所・幼稚園等及び学校の責務
ヘルメット着用・交通安全教育
保護者に対する自転車損害保険等加入の啓発
- 保護者等の責務
子や高齢者に対するヘルメット着用・交通安全教育

交通ルール
の遵守

運転マナー
の向上

自転車
事故防止

自転車の
安全利用

加須市交通防犯課

電話 0480-62-1111 (内線 271・272)

自転車ものれば 車のなかまいり

自転車利用者の責務

交通ルールを守りましょう

＜自転車安全利用五則＞

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
自転車が歩道を通行できる場合
 - ・ 標識等があるとき
 - ・ 13歳未満の子ども
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 身体の不自由な方
 - ・ 自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④交通ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライト点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもは、ヘルメット着用

こんな乗り方もやめましょう。

- ・ 傘さし・酒気帯び・喫煙運転等
- ・ 携帯電話・イヤホン等使用



自転車も損害賠償保険に加入しましょう

＜損害賠償事例＞

自転車でも多額の損害賠償を求められることがあります。

- ・ 自転車と歩行者の事故 約9,500万円
- ・ 自転車同士の事故 約3,000万円

＜保険の種類＞

○TS マーク付帯保険

○自転車総合保険

○個人賠償責任保険 等

※詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。

ヘルメットを着用しましょう

ヘルメットは事故から頭を守ってくれます。

＜幼児、児童生徒の保護者の方へ＞

子どもにヘルメットを着用させましょう。

＜高齢者、その家族の方へ＞

高齢者はヘルメットを着用しましょう。

家族高齢者にヘルメット着用を勧めましょう。

- 自転車関連交通事故防止に関する知識の習得に努めましょう。
- 自転車は定期的に点検整備をしましょう。
- 反射器材の装着その他交通安全対策に努めましょう。
- 自転車購入時には防犯登録を受けましょう。
- 盗難防止のため施錠しましょう。
- 公共の場所への自転車放置はやめましょう。
- 市・警察が実施する自転車安全利用に関する施策に協力しましょう。

